

1 芦屋町の状況と特性

芦屋町は、福岡県の北端（北緯33° 53、東経130° 40）に位置し、東西4.4km、南北5.3km、行政面積11.42km²の町域です。しかし、航空自衛隊芦屋基地と町のほぼ中央を流れる一級河川遠賀川が町域の3分の1を占めているため、実質的な行政面積は約7.37km²となります。

町の北東部から北西部にかけては、響灘に面する美しく変化に富んだ海岸線となっており、また、北東部から南東部にかけては、北九州市若松区と接する標高60m未満の丘陵地帯となっています。

公共交通機関は、芦屋タウンバス及び北九州市営バスが運行しており、JR遠賀川駅・折尾駅に20～25分でアクセスしています。また、JR黒崎駅へは急行バスを利用し、約35～40分でアクセスしています。北九州市の小倉までの所要時間は車で約40分、北九州市に職場を持つ人の通勤圏内にあります。

芦屋町と他市町を結ぶ道路としては、北九州市若松区から西に向かう路線として国道495号が町の中央部を縦断しており、ポートレース芦屋前で北九州・芦屋・福岡線（主要地方道）と接続しています。

芦屋町の特長としてまずあげられるのは、美しく豊かな自然、特に玄海国定公園を臨む海岸線の美しさです。福岡県の天然記念物にも指定されているはまゆう群生地や、遠賀川をはさんだ東側は洞山に代表される迫力ある奇岩が連なる海岸、西側は白い砂浜が広がる海岸と変化に富んでおり、さらに海岸線にはサイクリング道路が設けられ、大切な観光資源となっています。

町を二分する遠賀川では、地域特性を活かした「花火大会」や「精霊流し」、航空自衛隊芦屋基地では「基地航空祭」などのイベントもあります。

■芦屋町の位置図



また、町内には古い歴史を持つ神社仏閣や文化財も多く、いにしへの芦屋町をしのばせます。芦屋町の歴史を代表するものに「芦屋釜」があげられ、国の重要文化財に指定されている茶の湯釜9点のうち、8点を「芦屋釜」が占めています。この芦屋釜の復興と茶の湯文化の普及をめざした「芦屋釜の里」、考古資料や農耕具、交易関係品を展示した「芦屋歴史の里」など、歴史と文化にふれることができる町として知られています。

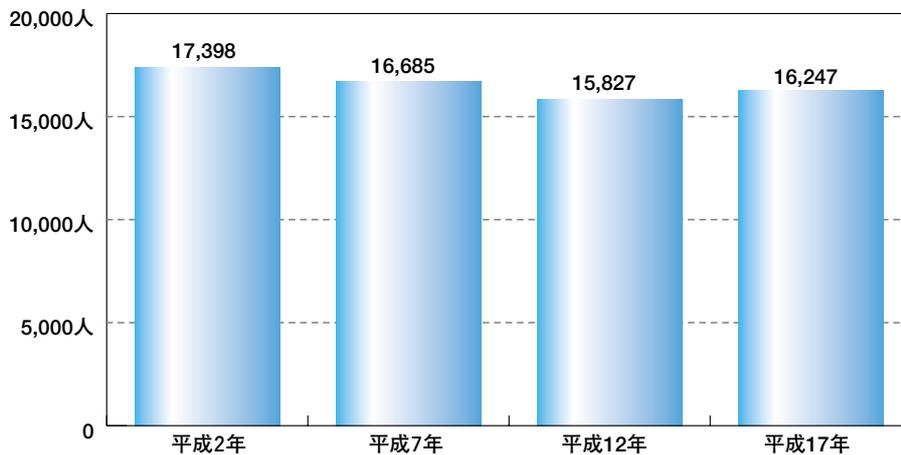
2 数値でみる芦屋町

1 人口

芦屋町の総人口は、平成2年から平成12年にかけて減少しており、花美坂団地の開発によって平成17年は増加しています。

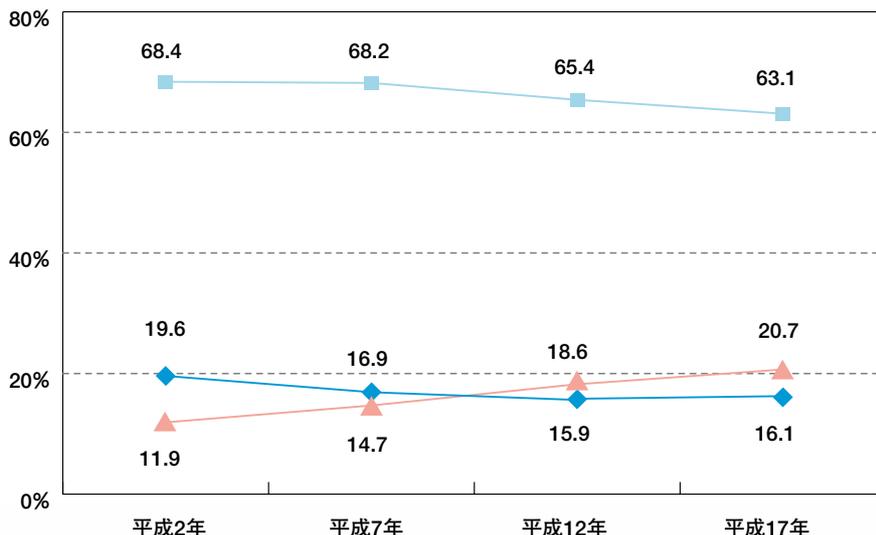
また、年齢3区分別人口比では、平成12年以降、老年人口比（65歳以上）が年少人口比（0～14歳）を上回っており、少子高齢化の進行がうかがえます。

<総人口の推移>



資料：国勢調査

<年齢3区分別人口比の推移>



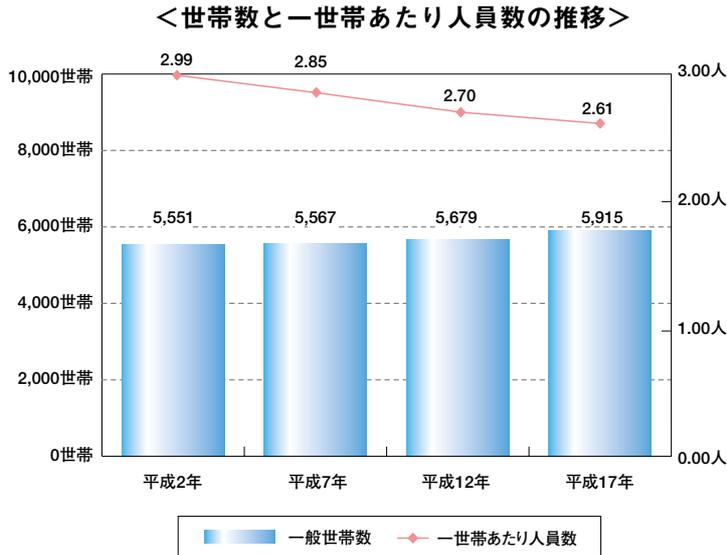
◆ 年少人口(0～14歳) □ 生産年齢人口(15～64歳) ▲ 老年人口(65歳以上)

資料：国勢調査

第2章 芦屋町の概要

2 世帯

世帯数は、平成2年以降増加傾向にあり、平成17年では5,915世帯となっています。一方、一世帯あたり人員数は減少しており、平成2年の2.99人から平成17年では2.61人となっています。



3 財政

(1) 主な町の収入

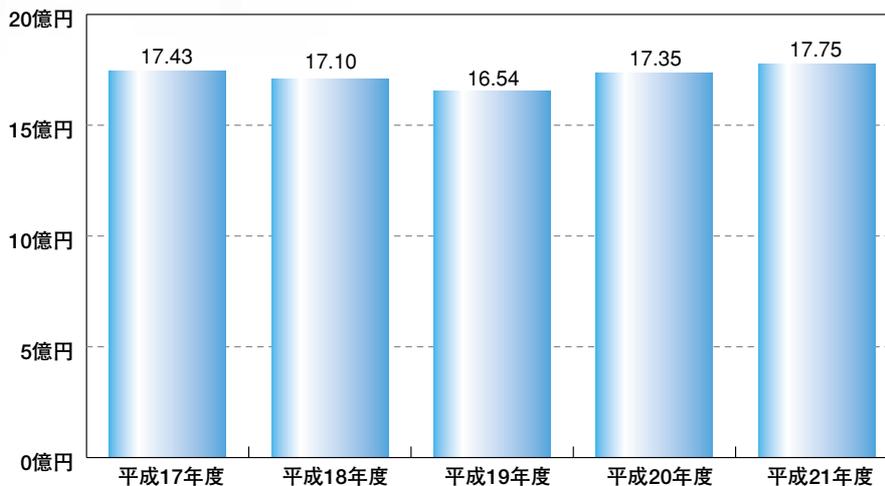
町民税をみると、平成19年度に国の三位一体改革^{※1}の一環である税源移譲により増加しているものの、それ以降は減少傾向にあります。また、固定資産税も平成20年度に増加したものの、減少傾向にあります。国から交付される地方交付税^{※2}については、三位一体改革による地方交付税の見直しが影響し、平成19年度では減少しているものの、国の経済対策などによって、それ以降は増加しています。



※1三位一体改革：地方分権を進めるために、国と地方の税財政を見直す改革で、①国庫補助・負担金の廃止・縮減、②地方交付税の見直し、③地方への税源移譲の3つを一体的に行う改革。

※2地方交付税：地方自治体間の財政不均衡を是正し、必要な財源を保障するため、国から地方自治体に対して交付される資金。国が徴収した税（所得税、酒税、法人税、たばこ税、消費税）の一定割合が充てられる。

＜地方交付税の推移＞



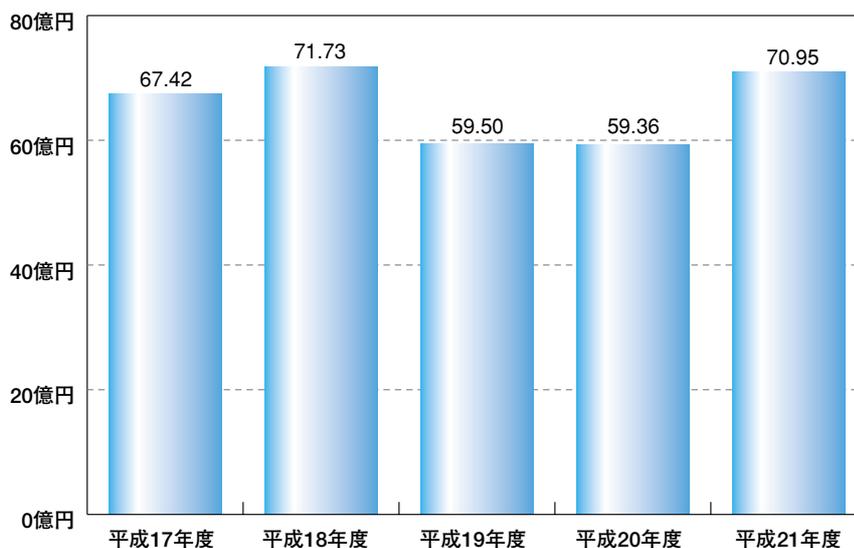
資料：地方財政状況調査

(2) 歳出（一般会計）

歳出総額をみると、平成18年度では新緑ヶ丘団地の建設などにより増加しているものの、平成19年度から平成20年度にかけては減少しています。

また、平成21年度では中央公民館や町民会館の改修などの大型事業の実施、国による緊急経済対策による交付金によって増加しています。

＜歳出総額の推移＞



資料：地方財政状況調査

第2章 芦屋町の概要

(3) 財政の健全性

健全化判断比率とは「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」に基づいて算出する四つの比率で、財政の健全化や再生の必要性を判断するものです。この比率のうちどれか一つでも基準を超えると財政健全化計画等を策定し、財政の健全化を図らなければなりません。

芦屋町健全化判断比率は、いずれも基準を下回っており、健全な状態であるといえます。

<健全化判断比率の推移>

単位:%

		実質赤字比率	連結実質赤字比率	実質公債費比率	将来負担比率
実績	平成19年度	—	—	11.9	—
	平成20年度	—	—	10.6	—
	平成21年度	—	—	10.4	9.0
基準	早期健全化基準値	15.0	20.0	25.0	350.0
	財政再生基準値	20.0	40.0	35.0	

※実質赤字額または連結実質赤字額がない場合及び将来負担比率が算定されない場合は「—」と表示しています。

●実質赤字比率

福祉、教育、まちづくり等を行う地方公共団体の一般会計等の赤字の程度を指標化し、財政運営の深刻度を示します。

●連結実質赤字比率

公営企業会計を含むすべての会計を合算し、地方公共団体全体としての赤字の程度を指標化し、地方公共団体全体としての財政運営の深刻度を示します。

●実質公債費比率

借入金の返済額及びこれに準じる額の大きさを指標化し、資金繰りの危険度を示します。

●将来負担比率

地方公共団体の一般会計等の借入金や、将来支払っていく可能性のある負担等の現時点での残高の程度を指標化し、将来的に財政を圧迫する可能性の度合いを示します。

第2章 芦屋町の概要
2 数値でみる芦屋町

